

書評

ティムール・ダダバエフ著  
『マハッラの実像 中央アジア社会の伝統と変容』

樹神 茂

一 著者と本書の構成

本書の著者のティムール・ダダバエフ氏は1995年にウズベキスタンの世界経済・外交大学を卒業し、日本の文部科学省の奨学生として大阪外国語大学日本語科で学んだ後、立命館大学大学院国際関係研究科で博士号を取得した。2002年からは、国立民族学博物館で日本学術振興会外国人特別研究員として研究を続け、2004年4月から2006年3月まで任期制の助教授として東京大学東洋文化研究所の東洋学情報センターとして勤務した。2006年4月からは、東京大学の東洋文化研究所および人文社会研究科付属次世代人文学開発センターの客員助教授であり、同年9月からは、筑波大学の人文社会科学研究科国際政治経済専攻の助教授である(1)。

本書のまえがきによると、氏のマハラ研究の出発点は、2001年にUNESCOの小渕恵三フェローシップとトヨタ財団研究助成をうけて行った「中央アジアにおける民族間対話」の研究であるという。その後、科学研究費(2003年度「中央アジアの民族間対話」、2005年度「中央アジアにおける民族間対話の仕組み」)、国際連合大学秋野豊基金フェローシップ、東京大学東洋文化研究所東洋学研究情報センター助成、東京大学AGS研究会研究助成を得て、現地調査を行い、研究を進めた。

著者は、本書で、伝統的なマハラ性格と役割を分析したうえで(第1章および第2章)、ウズベキスタンの独立後のマハラ重視政策のもとでのマハラ公式化の過程と問題点を分析している(第3章)。次に、現代のマハラの実像を、住民の支持およびマハラ代表を通じて描く(第4章および第5章)。そして、人権、民主主義および資源管理(水利)といった視点から、マハラ意義と問題を検討する(第6章、第7章および第8章)。

各章の表題を示せば、以下のとおりである。すなわち、「マハラ歴史的背景」、「伝統的なマハラ社会の実像」、「行政の民営化? 国家のマハラ政策」、「マハラにおける支持基盤 世論調査からみたマハラ」、「マハラ代表像 選出、イメージ、現状と課題」、「マハラと人権」、「民主主義と権威主義の間で」、「マハラと共存する他の組織」。本書は現代のマハラを検討する際の重要な論点を網羅している。その意味で力作である。

著者は、「本書の主要な目的は、マハラ定義を行い、その内容・類型・役割・他の組織との関連性を探ること」だとしている(2)。本書の分析の根底には、住民の生活にとってマハラがどのような役割を果たしてきたか、果たしているか、そして、果たせるかという問題意識があり、

それを世論調査をふくむ現地調査によって帰納的に実証しようとする強い意欲があるように思われる。

## 二 マハラ「潜在的な可能性」

著者は、マハラを「人々の居住する地区を基盤として形成されるいわば『ご近所』型のコミュニティ」と定義する。このようなマハラについての彼の研究の出発点だと考えられるのは、マハラ「歴史的な評価と潜在的な可能性」が十分に研究されていないということである。著者は、そうした研究水準では「マハラの潜在的な可能性を新しい社会建設に役立てる」ことができるかどうかについても答えを出すことは困難だと考える(3)。

「ご近所」型のコミュニティであるマハラ「潜在的な可能性」を探るという関心が、本書の研究を支えているとすれば、そのような関心それ自体の意味を吟味しておくことが必要のように思われる。日本において、『ご近所』型のコミュニティを探るとすれば、自治会あるいは町内会がそれにあたる。日本の社会科学においては、自治会あるいは町内会は批判の対象ではあれ、可能性を探る対象とはされてこなかった。このような立場からすれば、近隣型コミュニティ「潜在的な可能性」を探るという問題設定自体が意味に乏しいものとなろう。

名古屋大学法政国際教育協力研究センター(以下、CALE)は、科学研究費補助金特定研究領域「アジア法整備支援一歩移行国に対する法整備支援のパラダイムの構築」というプロジェクトを2001年から2006年にかけて進めた。このプロジェクトの一環として、2002年9月にウズベキスタンのタシケントで国際シンポジウム「法整備と伝統法 ウズベキスタンと日本の伝統法、法令改善の諸問題」という国際シンポジウムが開催された(4)。この企画に見るように、このプロジェクトは支援対象国の伝統法の理解を踏まえた法整備支援の必要性という視点を打ち出していた。ウズベキスタンについては、この国際シンポジウムを契機にしてマハラ調査と研究が進んだ。またベトナムについて、このプロジェクトを通じて「村の掟」である郷約に注目が寄せられた(5)。

ドイツの法整備支援において、その「普遍性とコンテキスト」という視点が定式化されている(6)。その内容は、法整備支援の根拠は、法に普遍性があるということであるが、同時に、法整備支援は、当該支援対象国の「コンテキスト」に応じたものでなければならないという考え方であると整理できよう。CALEの法整備支援プロジェクトは、伝統法を意識することによって、その出発の時点から、「普遍性とコンテキスト」という問題意識をもって進められたといえる。

しかしながら、この種の近隣型コミュニティを法の視点から評価するとすると、近隣型コミュニティは権利義務関係の確立にとっての障害となりうるという前提から、「可能性を探る」という発想からの現地調査の意義そのものが重視されない場合もあるように思われる。近隣型コミュニティそのものについてではないが、日本では共同体について議論するとき、大塚久雄『共同体の基礎理論』が示した共同体の「固有の二元性」、すなわち、共同態規制と私的所有の対立あるいは矛盾という命題の影響力は根強く、暗黙ではあれ、共同体やコミュニティについて考える際の前提となり続けているように思われる。

ただし、1990年代に日本がグローバル化にさらされ、新自由主義が浸透するなかで、市場主

義が強調され、日本型社会関係を形成してきたものが変動するようになると、それに対抗して、共同体あるいは共同性に新たな意味を見出そうというごきも生まれているように見える (7)。「人間は自立するがゆえに連帯する。日本では個人が自立していなかったがゆえにコミュニティが崩され、中央集権体制を明治国家が築いたのである」(8) という財政学者の神野直彦の指摘は、展開されているわけではないが、大塚久雄の共同体論とは異なる視点を提供している。また、法学の世界に目を向けると日本法社会学会で「構造変容と法社会学」というシンポジウムが1997年から1999年にかけて行われ、そこでは、「連帯の法社会学」、「共同性の変容と法変動」および「法社会学における個と共同性の理論とその発展」のテーマの下に報告と討論が行われている。この三年間にわたるシンポジウムのまとめのなかで戒能通厚は、「この西歐的『市民社会』伝統の現代的な実践の可能性の追求に『共同性』の含意を求め」という方向に注目している (9)。

これらの日本での共同体あるいは共同性をめぐる新たなうごきは (10)、法整備支援対象国である非西歐世界での共同性を、法整備支援における「コンテキスト」という課題のなかでどのように理解し、位置づけるべきかについて、直接に解答を与えるものにはなっていない。しかしながら、そこで出されている問題は、西歐法史やそれを継授した日本の近現代史における共同体や共同性を新たな視点で見直すことが無意味な作業ではないことを示しているように思われる。そして、そのような作業と非西歐世界での共同性の評価とが、噛み合うようになれば、そこに新たな知見が生まれよう。

CALEの法整備支援プロジェクトにおいては、これまでの日本での共同体理解の議論を反映して、マハラの「潜在的な可能性」について、評価は大きく分かれた。権威主義の社会的基礎という評価から、マハラを住民による法利用の手段として位置づけようとする指向まで、分かれ方の幅も大きかった。「潜在的な可能性」に目を向けようとする指向に対しては、むしろ、拒否反応も強かった。

### 三 マハラの特質と公式化政策

著者は、伝統的なマハラを固い共同組織というよりも、緩やかな「歴史的な人的ネットワーク」として捉える。このネットワークという特質をもつマハラは「人々の生活の中心として存在」し、住民の「共有空間、情報交換・交流の場」として、そして「非金銭的な支援の仕組み」として機能してきた (11)。

伝統的なマハラを「人的ネットワーク」として見ることから伺えるように、著者は、マハラにおける住民活動の自発性あるいは任意性、マハラの活動への参加態度の多様性をマハラの存続の条件と考えているように思われる。もちろん、著者は、マハラが「単なる居住地ではなく、そこに在住する人々の地域社会」であることを指摘し、「そのような地域社会には伝統、モラルとある程度の決まり」があり、そのような決まりは「住民全員が可能な限り守らなければならない」とのべる。しかし、著者は、そのような決まりは「それほど多くはない」し、「それに従うかどうかは各住民の自由」であることを強調している (12)。

著者は、マハラの将来について、次のようにのべている。「現在のマハラ運営委員会の機能がどのように変化するにせよ、近隣住民の付き合いと非公式な人的ネットワークに基づいた相互

支援は、現代化の影響を受けることはあれ、消え去ることはない」(13)。マハラがソ連時代も存続してきたことからすれば、このような指摘には一定の説得力がある(14)。著者の発言は、そのような歴史を踏まえてのものであろう。著者は、「適応性、愛着心、妥協、自立性」を「マハラの歴史的な背景」として指摘している(15)。著者によれば、この自立性は「マハラは国家機関と距離を置きつつ住民に選択の自由を与え、住民の利益追求に応える形で機能してきた」ということを意味する。

しかしながら、現在のウズベキスタンでは、マハラが公式化されることでこの距離が変化している。

マハラの公式化の出発点となったのは、著者も指摘するようにウズベキスタン憲法(1992年)である。ウズベキスタン憲法第105条は、マハラの住民集会、議長およびその補助者を自治機関と位置付け、議長および補助者は2年半の任期で選挙すると規定する。マハラは町および村と並ぶ自治機関である。1999年には、町、村およびマハラを市民自治機関とする「市民自治機関について」の法律が採択される。この法律は、マハラ議長、運営委員会、各種の委員会および監査委員会といったマハラの組織を定めている。マハラ議長には、国から給与が支給されるようになった。この法律で、マハラの権限が法定された。貧困または多子家庭にたいする金銭的支援機能(国からの資金をマハラが該当者に配分する)や警備・治安維持機能が、マハラの重要な機能となっている。また、法の運用という点では家事紛争の調停機能をもつことが注目される。

公式化されたマハラについて論ずべきことは多い。本書の第4章は公式化されたマハラが住民にどのように受け止められているかを丹念に探り、第5章で公式化されたマハラにおける長のあり方を論じ、第6章でヒューマン・ライト・ウォッチの批判を踏まえて、人権論の観点からマハラを評価し、第7章では、公式化されたマハラの機能とその住民生活における位置を分析している。

「人的ネットワーク」であることを強調する著者のマハラ理解からすれば、「より複雑」なマハラの課題は、公式化の将来である。そのことを著者は結論部分で指摘している。とくに、マハラと国との関係が不透明であること、マハラの自立性が十分でないこと、マハラに対する住民の見方は多様であることを指摘する。そして、「予測することは容易ではない」と断りつつ、マハラが「国家指導の下で政府と住民の間のクッションのような仕組みになる」という方向と、「政府から自立し、住民の権利と要求を確保する本当の意味での自治組織になる」という二つの方向を提示している(16)。

確かに、現代ウズベキスタンにおけるマハラは「本当の意味での自治組織」ではない。それは、二つの点でそのように考えられる。ひとつは、公式化のあり方からであり、もうひとつは、マハラの「人的ネットワーク」としての特質からである。

「本当の意味での自治」が存立するためには、地域に住民の「人的ネットワーク」があるだけでは足りず、地域の公共事務を住民自身が行うための法的および財政的な強制力を当該地域に成立する住民団体自身もつことが必要であり、そのような統治作用を住民団体に対して国が認めることが必要である。そのような自治が、一般に地方自治として理解されている。住民団体の作用が非権力的な者にとどまる場合であっても、徴税を行うのであれば、その意味で強制力をもった住民団体と見ることができる。現代ウズベキスタンにおけるマハラは、そのような地方自治を

定めるものではない。むしろ、地方自治概念はウズベキスタンには存在しない。現代のウズベキスタンで、マハラは自治機関と位置づけられているが、その場合には、ここでいうような地方自治とは別の自治が問題となっていることに注意する必要がある。

マハラに「人的ネットワーク」としての何がしかの自治の要素があること自体は否定できない。しかし、公式化された現代ウズベキスタンにおけるマハラを、「歴史的な人的ネットワーク」の一部を国が上から制度化し、体制統合のために利用していると理解することも可能であろう。著者のようにマハラと国家機関との距離を重視すれば、マハラの公式化は慎重さが必要だということになる。

この距離の問題とともに、現代の条件のもとでのマハラの意味を考えるとときに重要であることは、マハラが、どのような意味で「住民の利益追求に応える」機関足りうるかということであろう。この点でマハラが、「人的ネットワーク」であり、また「ある程度の決まり」をもった地域社会であることの意味は、いまいし詰められるべき問題であろう。

マハラを「非公式な人的ネットワークに基づいた相互支援」の組織と見るならば、そこでの「住民の利益追求」は、いわば、マハラという閉ざされた空間の内部の出来事にとどまる。しかし、「住民の利益追求」が相互支援にとどまらず、より外に開かれたものとなるときに、近隣型コミュニティの当該社会における意味は大きくなる。

日本における地域共同性の研究のなかで、次のような注目すべきか類型が提示されている。すなわち、「親睦」、「事業」、「権利調整、合意形成」および「計画」である(17)。このなかで、「権利調整、合意形成」および「計画」は、「自らの中に私的利益の対立構造を持ち込むから、共同性の基礎である親睦を掘り崩しかねないもの」である。しかし、「私的利益の対立構造」を前提にした討議と、その結論の実現を確保する法的または財政的な仕組があれば、地域共同性は「親睦」を基礎とするにとどまらない可能性をもつことになる。「ある程度の決まり」をもった「人的ネットワーク」としてのマハラは、ここでいうところの「親睦」と「事業」という水準のものであるといえる。ただし、第8章で検討されているマハラと他の組織との関係あり方次第では、これらとは異なった役割を果たすことも可能となろう。

著者のマハラ理解からすれば、ここでいう「親睦」と「事業」を越えた役割を期待することは、むしろ、過剰な負荷をマハラに掛ける危険を孕むものであるということかもしれない。しかしながら、マハラに「政府と住民の間のクッション」を期待する視点からも、マハラが、地域住民の意思をまとめ、当該地域の管理や計画に参画していくことは重要なことであろう。

比喩的にいえば、内に閉ざされたマハラが国家に利用されるというのではなく、外に開かれたマハラが政策や法の形成に影響を与えるという道はないのであろうか。

(東京大学出版会、2006年4月刊行、368頁、8500円)

## 注

- (1) 以上については以下の URL から情報を得た (2007 年 3 月)。http://thais.chiiki.tsukuba.ac.jp/Members/dadabaev/index\_html.
- (2) ティムール・ダダバエフ『マハッラの実像 中央アジア社会の伝統と変容』東京大学出版会、2006 年、4 頁
- (3) 同前、1 頁。
- (4) 『ウズベキスタン国際シンポジウム報告集 法整備と伝統法 ウズベキスタンと日本の伝統法、法令改善の諸問題』名古屋大学法政国際教育協力センター (CALE)、2003 年。
- (5) 『名古屋大学アジア法整備支援研究会報告集』名古屋大学法政国際教育協力センター (CALE)、2003 年。139-172 頁。
- (6) この点は、2006 年 10 月 28 日に行われた「国際シンポジウム 法整備支援をめぐる日本・ドイツの対話」におけるクニパー教授 (ブレーメン大学) および胡澤能生教授 (早稲田大学) の報告で強調された。同シンポジウムで配布資料を参照。
- (7) 市場主義への対抗という場合だけでなく、市場主義の補完という場合もある。ただし、截然と区別できるかどうか自体、論点であろう。連帯や共同性は、政策の基本理念として利用される場合もある。そのような場合として、思いつくままに挙げれば、介護保険、地域福祉 (地域福祉計画)、地区計画や景観法 (街づくり)、市民活動等などがあろう。
- (8) 神野直彦『地域再生の経済学 豊かさを問い直す』中公新書、2002 年、89 頁。
- (9) 戒能通厚「総論—三年間のまとめの方向について」日本法社会学会編『構造変容と法社会学(3)』2000 年、7 頁。
- (10) この点では、星野英一『民法のすすめ』岩波新書、1998 年の共同体についての議論も注目される。
- (11) 同前、103 頁。
- (12) 同前、166 頁。
- (13) 同前、340 頁。
- (14) 都市部ではマハラへの関心が低いことを著者も指摘しているから、都市化と市場経済化が進めば、このような「人的ネットワーク」は消失するという見方もありえよう。
- (15) ティムール・ダダバエフ、前掲書、76 頁
- (16) 同前、338-339 頁。
- (17) 名和田是彦「地域社会の『共同性』について」日本法社会学会編『構造変容と法社会学 (2)』有斐閣、1999 年。